


大学教育の分野別質保証推進委員会 活動報告



大学教育の分野別質保証推進委員会

委員長 北原 和夫

今までの審議の経緯

- 平成20年 5月 文部科学省から日本学術会議への審議依頼
- 6月 「大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会」の設置(同年9月から審議を開始)
- 平成21年 1月 3分科会の設置 (質保証枠組み、教養教育・共通教育、大学と職業との接続)
- 2~3月 英国における分野別質保証に関する実情調査
- 11月 シンポジウム「大学教育の分野別質保証を考える」(於東大安田講堂 参加者約700人)
- 平成22年 4~5月 3認証評価機関との共催シンポジウム「これからの大学教育の質保証のあり方」
(第1回 於上智大学、第2回 於一橋記念講堂、第3回 於関西大学BIGホール)
- 6月 文部科学省中央教育審議会大学分科会での審議状況の報告
- 7月 「回答 大学教育の分野別質保証の在り方について」を決定
- 8月 文部科学省に対して回答を手交
- 11月 シンポジウム「大学生の就職をめぐる諸問題と当面の打開策」(於東大安田講堂 参加者約600人)
- 12月 シンポジウム「大学教育と産業社会の関係について考える」(於東大安田講堂 参加者約400人)
- 平成22年10月 「学位に付記する専攻分野の名称の在り方検討分科会」の設置
- 11月 「言語・文学分野の参照基準検討分科会」の設置
「法学分野の参照基準検討分科会」の設置
- 平成23年 6月 「理工農系分野における分野別参照基準の検討に際して留意していただきたいこと」の策定
- 7月 中教審大学分科会・大学教育部会において審議状況を報告
- 9月 「経営学分野の参照基準検討分科会」の設置
- 平成24年 2月 「生物学分野の参照基準検討分科会」並びに「家政学分野の参照基準検討分科会」の設置
- 3月 「機械工学分野の参照基準検討分科会」並びに「数理科学分野の参照基準検討分科会」の設置
- 6~7月 シンポジウムの開催(言語・文学、法学、経営学)

分野別の教育課程編成上の参照基準とは

- ◆「モデルカリキュラム」や「最低到達度」のような画一的になりうる外形的な基準を羅列するのではなく、各分野の教育課程を編成する上での基本的な考え方(学びの本質)を明らかにする。
- ◆ 現状の教育の最大公約数的なものではなく、今までの教育の在り方への反省や、今後の社会の在り方も見据えた未来志向の教育像を提案する。
- ◆ これらを通じて各大学の教育改善を支援するとともに、各分野の教育の意義に関する大学と社会との共通理解の形成を図る。
- ◆ 参照基準の具体的な構成内容
 1. 各学問分野の特性
世界の認識の仕方・世界への関与の仕方
 2. すべての学生が身に付けることを目指すべき「基本的な素養」
基本的な知識と理解、分野に固有の能力、ジェネリックスキル
※ 学生が、職業人として、市民として、生きていく上でどのような意義を持つのかを明確にする。
 3. 学習方法・学習成果の評価方法の基本的な考え方
※ 単なる知識や理解でなく、それらを活用して「～できる」ようになること。そのための学習方法の工夫
 4. 市民性の涵養をめぐる専門教育と教養養育との関わり

検討に当たっての留意事項

◆ 基本的な姿勢

- ・ 分野の研究を継承し推進する後継者の養成の視点にとどまらず、むしろ社会の職業の現場に出ていく多くの学生たちにとっても意味のある教育という視点

◆ 委員構成における配慮事項

- ・ 大学の多様性の反映
- ・ 若手教員の参画
- ・ 異分野の視点の導入(課題別委員会からの参画)など

◆ 審議の公開性

- ・ 審議はすべて公開
- ・ 当該分野の関係者はもとより広く社会の批判を仰ぐ場として、案の段階で公開シンポジウムを開催

各分野での検討状況

- ◆ 第21期までに分科会を設置し審議を開始

 - 言語・文学、 法学、 経営学

 - ※ 今後6～7月にかけて参照基準案を公開シンポジウムで世に問い、文科省・中教審とも適切に連携を取りつつ最終的な成案を取りまとめる予定。

- ◆ 第22期に新たに分科会の設置を決定

 - 生物学、 家政学、 機械工学、 数理科学

- ◆ 他にも複数の分野において、参照基準の策定作業を開始することについて検討をいただいているところであり、今期中に一応すべての分野での審議を終了する予定。

 - ※ 医学等、文科省でコアカリキュラムを策定している分野は除く。